

届出の種類	届出方法				
	電話	窓口	郵送	電子申請	
使用開始届	○	○	○	○	「新しく水道をご使用のお客さまへ」のご案内をポスト等へ投函していますので、同封の「水道使用開始届」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて返送してください。また、電話、窓口、電子申請での届出もできます。 ※「口座振替申込書」は直接、金融機関で手続きをしてください。
使用中止届	○	○	○	○	電話でも届出ができます。 水道番号(検針票等に記載)をお知らせください。
使用者名義変更届	○	○	○	—	電話でも届出ができます。 水道番号(検針票等に記載)をお知らせください。

※「電子申請」は、インターネット(大分市役所のホームページ)よりご利用になれます。

■水道料金は、金融機関、コンビニエンスストア、水道局各料金センター窓口、市役所及び各支所でお支払いできます。

■口座振替をご希望のお客さまは、金融機関窓口へ直接お申し込みください。

- ・申込用紙は、各金融機関に備え付けています。
 - ・預・貯金通帳、通帳届出印、水道番号の分かるもの(検針票等)があれば、ご持参ください。
 - ・料金の振替日は隔月の月末日です。ただし、金融機関が休みの場合は翌営業日となります。
- ※口座振替申込用紙が必要な方は、郵送しますので各料金センターまでご連絡ください。

料金センターからのお知らせ

■集合住宅においては、集合住宅料金算定の特例があります。(申請が必要です)
集合住宅でメーターが一つの場合、個々の使用者分がまとめて1使用者分として計算されるため、一戸建て住宅に比べて割高になるケースがあります。

《対象となる集合住宅の要件》

- ①独立した複数の区画を持つ建物であること。
- ②各区画が独立して生計を営む個別世帯の住宅の用に供されるものであること。
- ③各区画に居室、台所、トイレ、浴室及びその他の生活の用に供する設備、空間等を有していること。

以上、①～③の要件をすべて満たしていること。

※集合住宅の設備、所有権が変更になったときは、料金センターまでご連絡ください。

営業課給水審査係からのお知らせ

■直結給水範囲の拡大が行われています。

■直結給水方式を採用することにより、次のようなメリットがあります。

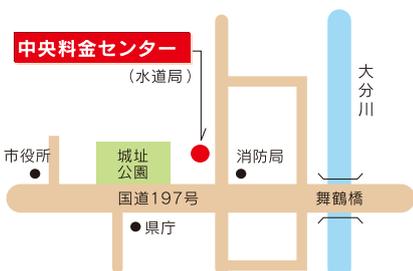
- ①受水槽の衛生問題の解消
 - ②省エネルギーの推進
 - ③受水槽の設置スペースを有効活用
- ただし、一時的に多量の水を使用するホテルや、常時一定の水供給が必要で断水による影響が大きい病院などの建物は対象外となります。なお、工事費はお客様の負担となります。

お問い合わせ先 ☎538-2417(平日8:30~17:15)

中央料金センター

(大分地区の方)

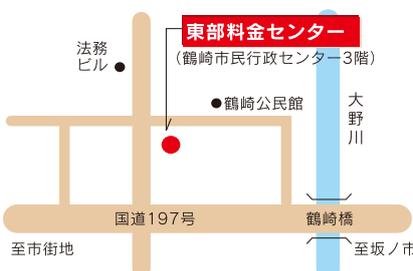
☎538-2416



東部料金センター

(鶴崎、大在、坂ノ市、佐賀関地区の方)

☎527-7171



西部料金センター

(種田、大南、野津原地区の方)

☎567-2355



各料金センターの営業時間は月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。

おおいたの水道

2010
春号

3月15日
発行

大分市
水道局

特集

水道の届出はお早めに!

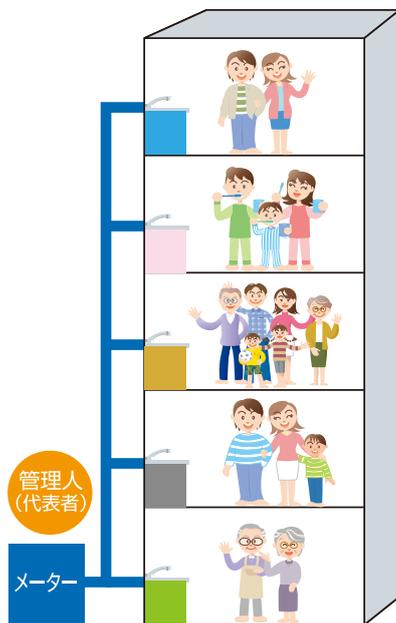
窓口、電話、インターネットで手続きができます。

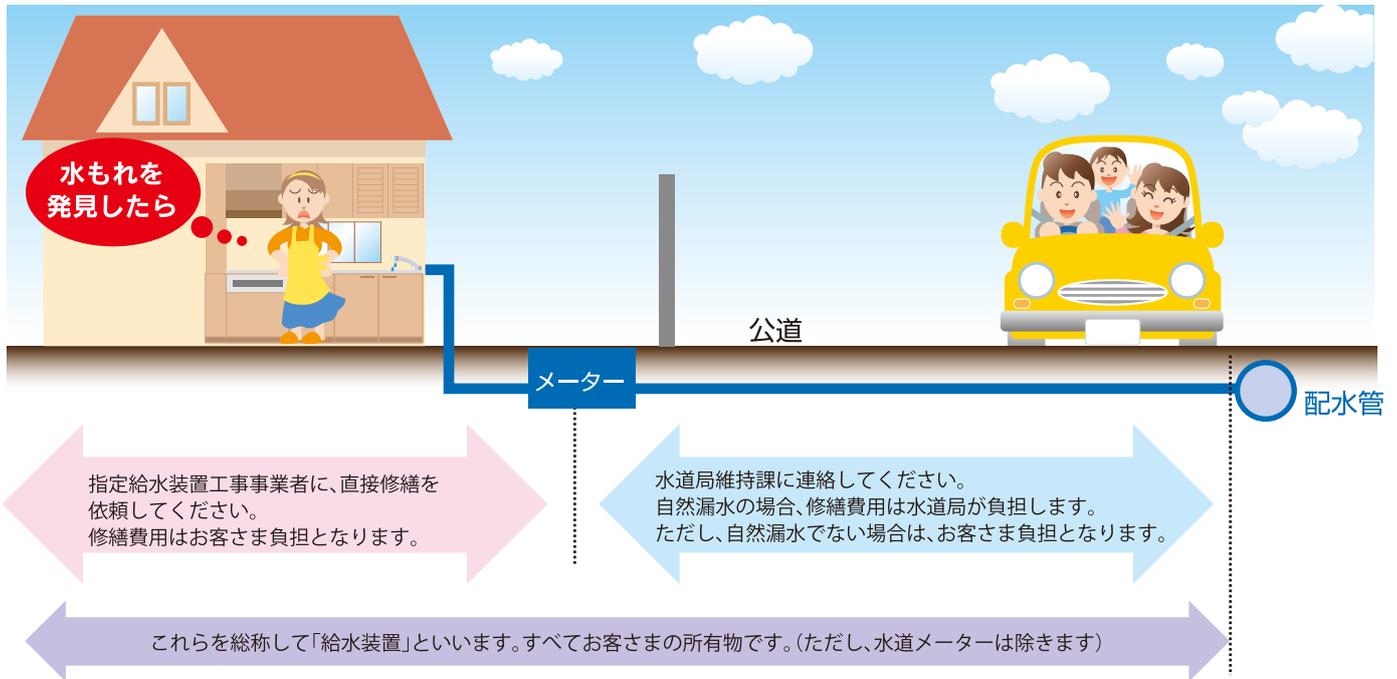
● 使用開始届………転入、転居により新しく水道の使用を始めるとき

● 使用中止届………引越など水道の使用をやめたり、長期間使用しないとき

● 使用者名義変更届………料金などを引き継ぐため使用者の名前が変わるとき

※届出の際は、検針票などがあれば、記載の「水道番号」をお知らせください。





漏水にご注意を!

水道は、気づかぬうちに漏水していることがあります。住居を移転した場合などは、特に要注意です。定期的に以下のチェックポイントを点検するようお願いします。

- じゃ口
- 水洗トイレのちょろちょろ
- 太陽熱温水器とその周辺(接続されたパイプ周辺など)
- メーターボックス周辺
- 受水槽・高架水槽
- 地下での漏水
(雨が降っていないのに常に地面が濡れているなど)

メーターでも漏水を発見できます。

家の中のどこも水を使っていないのにパイロットマークが回転していたらどこかで漏水しています。



漏水を見つけたら

メーターより道路側で漏水している場合は、水道局維持課(☎538-2402)へご連絡ください。メーターより内側で漏水している場合は、大分市水道局指定給水装置工事業者へ修繕をご依頼ください。なお、大分市水道局指定給水装置工事業者一覧表は、大分市ホームページでご覧になれます。また、水道局各料金センター、市民課、各支所、明野出張所にも備え付けています。

ご注意ください!

最近、簡単な水道の点検を行った後に、調査料金を請求する事例が発生しております。水道局では、お客さまから依頼のない水道の点検は行っておりませんのでご注意ください。なお、水道局では、お客さまに安心してご利用いただけるよう、毎日検査を行い、安全な水道水をお届けしています。不審に思われる方は、必ず身分証明書で確認されるか、水道局総務課までお問い合わせください。

水道局総務課 ☎538-2403(平日8:30~17:15)

平成22年度水質検査計画(案)に対する意見募集実施結果

平成22年度水質検査計画(案)についてご意見を募集したところ、6名の方から貴重なご意見をいただきました。このご意見に対する水道局の考え方は水道局浄水課・各料金センター、各支所、明野出張所、情報公開室、市ホームページで、ご覧になれます。

お問い合わせ先 水道局浄水課水質管理室 ☎543-8911(平日8:30~17:15)

水道に関するお問い合わせ先

代表 ☎538-1211 (平日の午前8時30分~午後5時15分)
☎538-1812 (土、日、祝日、夜間の緊急連絡)